

広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、適正な維持管理の促進及び家庭ごみの収集効率の向上を図るため、ごみステーションの設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年広島市規則第40号)第2条各号のごみのうち家庭から排出されるものをいう。
- (2) ごみステーション 家庭ごみを収集日に収集するまでの間、一時的に保管するために、設置者があらかじめ所管の環境事業所に届け出て設置するごみ集積場所をいう。
- (3) 使用者 ごみステーションを使用する者をいう。
- (4) 自治会等 自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及びごみステーションを使用する者の団体をいう。
- (5) 共同住宅 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用に供する建築物をいう。ただし、共同住宅等建築物におけるごみ収集施設設置要綱第4条に規定する建築物を除く。
- (6) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

(使用者の責務)

第3条 使用者は、市が告示する一般廃棄物処理実施計画の収集・運搬計画に定める収集方法、排出方法等に従い、ごみの排出をしなければならない。

- 2 使用者は、良好な生活環境を保持するため、ごみステーションの設置及び管理に努めるものとする。

(設置者)

第4条 ごみステーションの設置者は、自治会等の代表者又は共同住宅の所有者若しくは管理人とする。

(設置等の届出)

第5条 ごみステーションを設置、移動、分割、変更、休止又は廃止(以下「設置等」という。)しようとする者は、所定の様式により市長に届け出なければならない。

(事前協議等)

第6条 前条に規定する届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ所管の環境事業所と協議を行わなければならない。

- (1) 設置等を行う者に関する事項
- (2) 設置等の場所に関する事項

- (3) 管理者に関する事項
- (4) 管理用具に関する事項
- (5) 協力遵守事項
- (6) その他必要な事項

2 道路上のごみステーションにごみボックス等の構造物等を設置しようとする者は、事前に区維持管理課に事前協議しなければならない。

(設置に関する基準)

第7条 ごみステーションは、原則として次の各号に掲げるすべての基準に適合しなければならない。

- (1) ごみの排出や収集作業に支障がないこと。
- (2) 原則として、ごみ収集車が通行できる場所であること。
- (3) 安全・環境衛生の観点から、消火栓、交差点、横断歩道、道路の曲がり角、バス停、踏切等の付近でないこと。
- (4) 設置場所については、自治会等で話し合い、各利用者の意見を尊重して決められていること。
- (5) 設置場所付近の住民や土地の所有者に事前に了解を得て、設置後に問題が生じないよう配慮されていること。
- (6) 1か所当たりの使用世帯数は、維持管理や環境衛生の観点から適当な世帯数(10世帯程度)となっていること。
- (7) 設置後においても、交通上の障害や収集作業に支障をきたす等の事態が生じた場合には、場所の変更等を行うこと。

(管理に関する基準)

第8条 ごみステーションの管理者は、ごみステーションの利用者に対して、次の各号に掲げる事項を行うよう周知しなければならない。

- (1) 家庭ごみ(大型ごみを除く。)の分別及び排出の方法等を適正に行うこと。
- (2) カラスよけネットなどの管理用具を活用し、ごみの散乱防止に努めること。
- (3) 清掃等により清潔に保持し、悪臭、害虫の発生などにより生活環境を損なわないこと。
- (4) 利用、清掃などの管理方法について、使用者の話し合いにより清掃当番順等を定めて行うこと。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、ごみステーションの設置者及び管理者がこの要綱に従わないときは、遵守するよう指導し、勧告することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、所管の環境事業所と協議の上でなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。